

# 働き方に中立な年金制度の構築を 第3号被保険者制度の見直しを巡る注目点

政策調査部上席主任研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

- 女性の就業を抑制する障壁を解消するため、年金制度では年収130万円以上になると可処分所得が減少する「130万円の壁」といわれる国民年金の第3号被保険者制度の見直しが検討されている
- 第3号被保険者数は減少傾向にあるが、2012年度末現在の女性の第3号被保険者数は949万人で、特に、30歳代後半から40歳代にかけて高水準である
- 第3号被保険者については、その対象範囲の縮小を進めるとともに、育児や介護期間中も就業を継続しやすい環境を整備することが求められる

## 1. 国民年金の第3号被保険者制度の見直し検討へ

国民年金の第3号被保険者制度の見直しが検討されている。

現役世代は、全て国民年金の被保険者となり、民間会社員や公務員等は、国民年金に上乗せして厚生年金や共済年金に加入する。国民年金の被保険者は、職業等により3つに分類されており、自営業者や学生等が第1号被保険者、厚生年金や共済年金に加入している者（被用者年金加入者）は第2号被保険者、第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）は第3号被保険者となる<sup>1</sup>。保険料負担は、第1号被保険者が定額で月額15,250円（2014年度）、第2号被保険者は報酬比例で民間会社員は報酬の17.12%（労使折半、2013年9月～2014年8月分、上乗せ部分の厚生年金の保険料を含む）<sup>2</sup>、第3号被保険者は、本人や配偶者が個別に保険料を負担することなく、配偶者が加入している厚生年金、共済年金が負担する仕組みとなっている。

国民年金の被保険者は、65歳以降に基礎年金を受給するが、20歳から60歳になるまで保険料納付済期間が40年の場合は、月額約6.4万円（2014年度価格）である。第3号被保険者の期間についても、前述の通り、配偶者が加入する厚生年金や共済年金で第3号被保険者に関わる保険料を負担しているため、保険料納付済期間として将来の年金額に反映される。

第3号被保険者制度については、①第1号被保険者に扶養される配偶者は、第1号被保険者となり定額の保険料負担が必要であること、②第2号被保険者は、扶養配偶者の有無に関係なく保険料率が同じであることなどから、これまで制度の不公平が指摘されてきたほか、③第3号被保険者の所得要件が年収130万円未満であるため、年収が130万円以上にならないように就業調整をする傾向がみられることなどから、これまで度々見直しの議論が行われてきたが、抜本的な改革には至っていない。

第3号被保険者と同様に、健康保険においても年収130万円未満で会社員や公務員等に扶養される配偶者等は、個別に健康保険料の負担をせず、会社員等の被扶養者として健康保険の給付を受けることができる<sup>3</sup>。また、税制においても被扶養者の年収が103万円以下であれば、扶養者が配偶者控除を受けられることや、被扶養者本人に所得税が生じないことから、被扶養者が年収を103万円以下に抑えるための就業調整をする傾向がみられる。こうした就業調整が生じるラインは、「103万円の壁」(税制)、「130万円の壁」(年金、健康保険)と言われている。

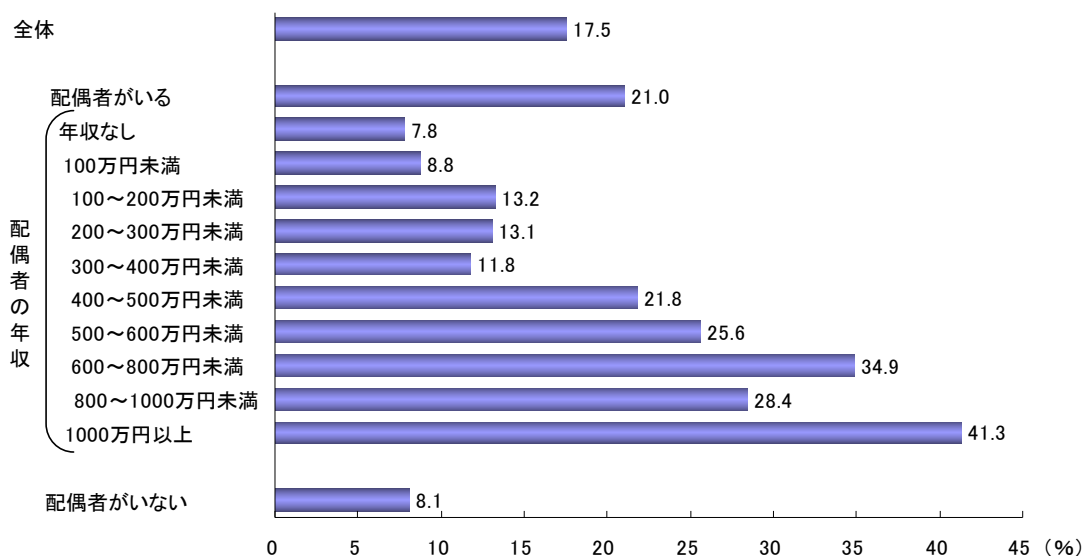
厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(2011年)によると、女性のパートタイム労働者のうち、過去1年間に就業調整をしたパートタイム労働者の割合は17.5%である。配偶者がいるパートタイム労働者についてみると同21.0%、配偶者がいないパートタイム労働者については同8.1%である。配偶者がいるパートタイム労働者について、配偶者の前年の年収別に就業調整をしたパートタイム労働者の割合をみると、おおむね配偶者の所得が高いと就業調整をする傾向がみられる(図表1)。

また、同調査によると、就業調整をしている理由は、「自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると税金を支払わなければならないから」の回答者割合が63.0%と最も高く、次に「一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならないから」が49.3%と高い(図表2)。

こうした状況のなかで、2013年6月14日に閣議決定された成長戦略「日本再興戦略」で示された日本産業再興プランに盛り込まれた「雇用制度改革・人材力の強化」では、働き手の数の確保のために、「女性の活躍促進」を成長戦略の中核と位置づけており、具体的な施策例として「働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」ことが明記された。

また、2014年1月20日には、産業競争力会議が「成長戦略進化のための今後の検討方針」(以下、検討方針)を取りまとめており、「女性の活躍推進と全員参加型社会実現のための働き方改革」の具体

図表 1 過去1年間に就業調整をしたパートタイム労働者の割合(女性)



(資料) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」2011年

策として、女性の活躍を妨げる障壁を解消するため、「働き方の選択に対して中立的な税制・社会保障制度の在り方」を検討するとしている。なお、今後、この検討方針に基づいて検討が進められ、年央に改定する成長戦略へその結果が反映される見通しである。

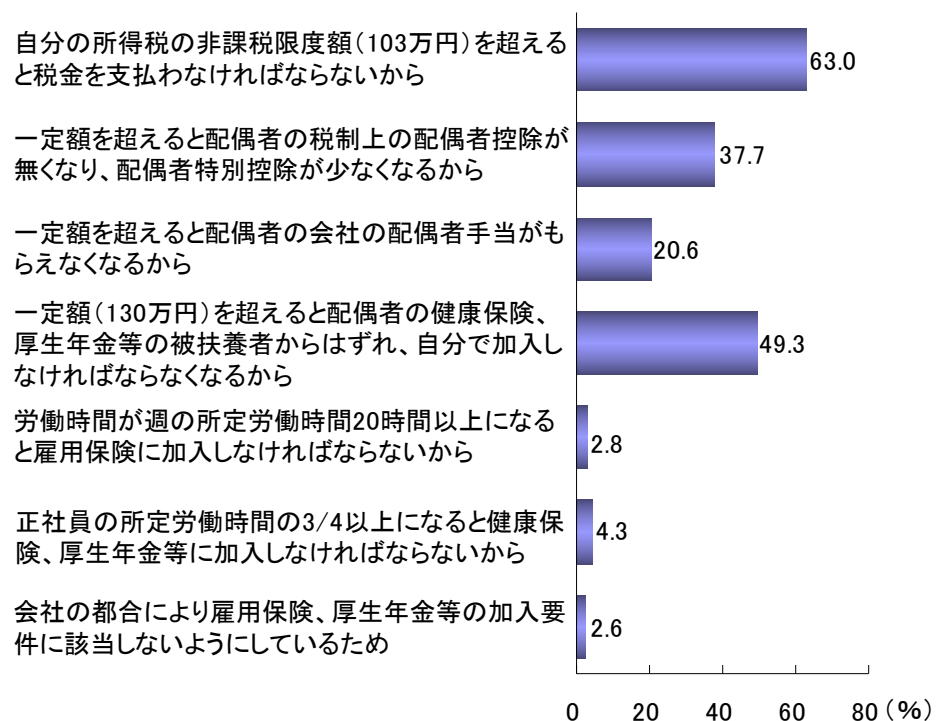
その後、2014年3月19日に開催された第1回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議では、経済財政諮問会議の有識者議員、産業競争力会議の雇用・人材分科会主査、関係閣僚の提出資料において、配偶者控除や第3号被保険者制度が女性の就業を阻害するとし、働き方に中立な制度となるよう見直すべきと指摘されている。同会議で安倍首相は、財務大臣、厚生労働大臣に「女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている現在の税・社会保障制度の見直し及び働き方に中立的な制度について検討」するように指示している。

女性の就労を阻害すると言われている2つの壁のうち、税制上の「103万円の壁」については、被扶養配偶者の年収が103万円超141万円未満であれば配偶者特別控除が適用される。配偶者特別控除は141万円までの間、徐々に控除額が縮減する仕組みとなっており、103万円を超えると急激に世帯の可処分所得が減少するわけではない。

一方、社会保険の「130万円の壁」については、国民年金の第3号被保険者であった者が年収130万円以上になると第1号被保険者になり、月額15,250円の国民年金保険料の負担が生じるため、年間18.3万円の負担増（可処分所得の減少）となる。第1号被保険者と第3号被保険者では、将来の年金額は同額であるため、この場合は負担額が増加するのみである<sup>4</sup>。また、健康保険についても、年収130万円以上は被扶養者の要件に該当せず、市町村の国民健康保険の被保険者となり収入に応じた保険料負担が生じる<sup>5</sup>。健康保険では、被保険者本人、被扶養者とも、患者の自己負担割合は3割負担（義務教育就学後から70歳未満）で同じであり、年金同様に負担増のみとなる。

そこで、本稿では、世帯の可処分所得が急減する「130万円の壁」のうち、国民年金の第3号被保険者に注目し、現状を確認するとともに、働

**図表 2 配偶者がいるパートタイム労働者の就業調整の理由（女性）**



(注) 複数回答。主要回答のみ。配偶者がいて就業調整をしているパートタイム労働者を100%としたときの割合。

(資料) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」2011年

き方の選択に中立的な年金制度について検討する。

## 2. 国民年金第3号被保険者の現状

### (1) 第3号被保険者数と割合

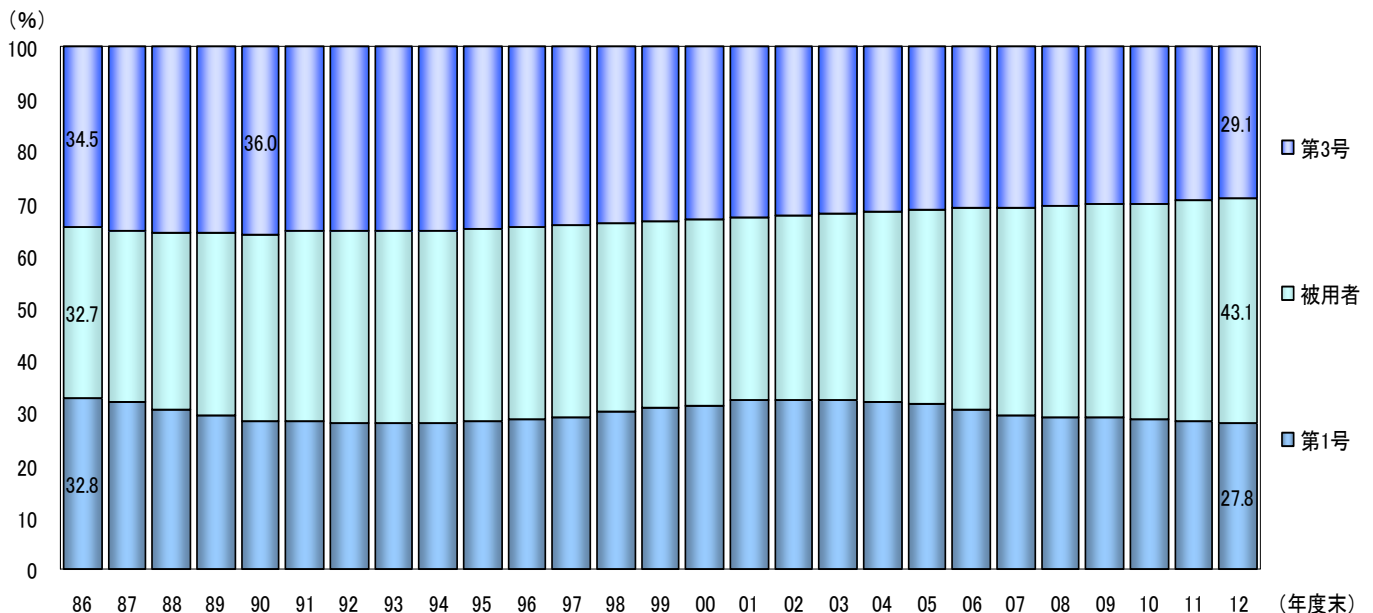
2012年度末現在の国民年金第3号被保険者数は960万人であり、うち男性が11万人、女性が949万人と99%が女性である。そこで、以下では、第3号被保険者のうち、女性についてその現状を確認する。

女性の第3号被保険者数の推移をみると、制度発足時の1986年度末時点では1,090万人であったが、その後増加し、1995年度末には1,216万人となった。1996年度末以降は減少が続いており、2012年度末時点では949万人まで減少した。

公的年金の被保険者全体に占める第3号被保険者の割合でみると、1990年度末の36.0%をピークに低下が続いており、2012年度末は29.1%となった。近年の傾向をみると、第1号被保険者、第3号被保険者の割合が低下し、被用者年金の加入者の割合が拡大している（図表3）。

一方、年齢階級別の人口に占める第3号被保険者の割合をみると、30歳代後半から40歳代が4割弱と高水準である。女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られている。しかし、女性の労働力率が再び高まる40歳代後半以降に就業する場合にはパートタイム労働者で就業する機会が多く、年金制度上では第3号被保険者にとどまることが多いため、40歳代後半以降も第3号被保険者割合は高水準が続いているとみられる（図表4）。

図表 3 公的年金の被保険者数割合の推移（女性）



(注) 1. 第1号は国民年金第1号被保険者、被用者は被用者年金（厚生年金、共済年金）の加入者、第3号は第3号被保険者。  
 2. 第1号被保険者には任意加入を含む。それぞれ公的年金全体の加入者数に占める割合（女性）。国民年金被保険者のうち、被用者年金の加入者は原則として国民年金第2号被保険者となるが、65歳以上で老齢年金等の受給権がある者は第2号被保険者とはならない。

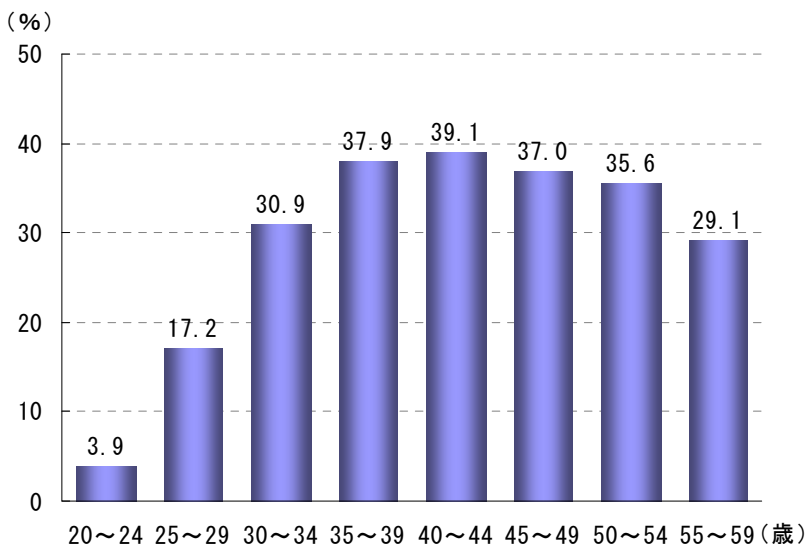
(資料) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」各年版

## (2) 第3号被保険者の就業形態・年収状況

第3号被保険者（女性）の就業形態をみると、非就業者が57.1%、就業者が42.9%であり、就業調整の可能性のある被保険者は約4割である。就業者の内訳は、自営業主等が2.5%、会社員等が12.3%、臨時・不定期が28.2%である（図表5）。会社員等のうち、フルタイムは約1割、フルタイム以外が約9割である。

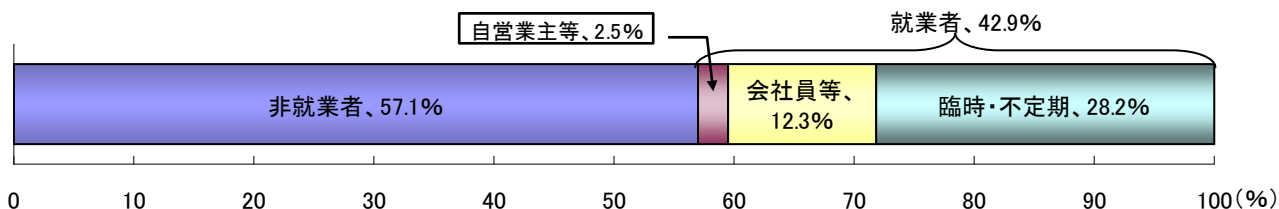
また、2010年11月末時点で第3号被保険者であった者の前年（2009年）の年収は、収入なしが37.6%、収入ありが62.4%である。収入ありのうち、50万円以下が17.0%、50万円超100万円以下が27.7%、100万円超が17.7%となっている（図表6）。年収が100万円以下の被保険者が8割超を占めており、「130万円の壁」近辺の被保険者は限定的とみられる。

図表 4 年齢階級別人口に占める第3号被保険者の割合（女性）



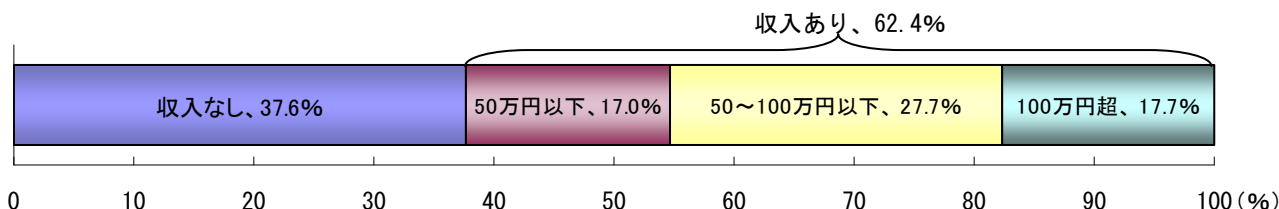
(注) 第3号被保険者数は2012年度末、人口は2013年4月1日現在。  
 (資料) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」2012年度、総務省「人口推計」2013年4月

図表 5 第3号被保険者の就業形態別割合（女性）



(注) 1. 就業形態不詳を除く。  
 2. 自営業主等は自営業主と家族従業者の合計。会社員等は会社員と公務員で、フルタイム、フルタイム以外、時間区分不詳の合計。  
 (資料) 厚生労働省「公的年金加入状況等調査」2010年

図表 6 第3号被保険者の年収区分別割合（女性）



(注) 年収は、2010年11月末時点で第3号被保険者であった者の2009年の年収。  
 (資料) 厚生労働省「公的年金加入者等の所得に関する実態調査」2012年



### (3) 世帯単位でみた負担と給付

前述の通り、第3号被保険者は、本人や配偶者が個別には保険料を負担しないが、第3号被保険者期間については保険料納付済期間となり、将来の年金額に反映されることから、他の世帯と比較して不公平という指摘がある。この点については、専業主婦世帯（第2号被保険者と第3号被保険者の夫婦世帯）と共働き世帯（夫婦とも第2号被保険者の世帯）で標準報酬の合計が同じであれば、世帯でみた保険料負担額と老齢年金の給付額が同額となることから、負担と給付の公平性は保たれていると指摘されている<sup>6</sup>。ただし、夫婦世帯で標準報酬の合計が同じであっても、夫婦のいずれかが死亡した後の年金額は専業主婦世帯の方が高くなり、公平性が保たれているとはいえない<sup>7</sup>。

例えば、世帯報酬が50万円（月額、以下同じ）の専業主婦世帯（夫の報酬が50万円）と、共働き世帯（夫の報酬が30万円、妻の報酬が20万円）を比較する。いずれも世帯の保険料負担は4.3万円（本人負担のみ）、世帯の給付額は26.5万円と同じである<sup>8</sup>。一方、夫が先に死亡した場合の妻の年金額は、専業主婦世帯は16.7万円だが、共働き世帯では13.3万円と3.4万円低い。妻が先に死亡した場合の夫の年金額は、専業主婦世帯は20.1万円だが、共働き世帯は14.6万円と5.5万円低い（図表7）。

## 3. これまでの制度の見直しの検討・実施状況

### (1) 女性と年金検討会

これまで第3号被保険者制度の見直しに関して様々な検討が行われてきた。

女性と年金について集中的に議論されたのは、2000年7月に設置された厚生労働省の「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」（以下、女性と年金検討会）である。2001年12月に発表された同検討会の報告書では、第3号被保険者制度の見直しについて以下の6つの改革案が示された（図表8）。第Ⅰ案は賃金を分割して定率負担する案であり、世帯でみた負担額は現行と変わらない。第Ⅱ案と第Ⅲ案は、第3号被保険者に係る保険料として第1号被保険者の保険料と同額を上乗せして負担する案で、第Ⅱ案は妻が負担、第Ⅲ案は夫の厚生年金保険料に加算する案である。第Ⅳ案は第3号被保険者がいる世帯の夫の厚生年金保険料率を上乗せする案であり、第Ⅱ案から第Ⅳ案は第3号被保険者のいる世帯に上乗せして保険料負担を求める案である。第Ⅴ案は、標準報酬上限を引き上げる案であるが、第3号被保険者に関する直接の問題の解決にはならない。第Ⅵ案は、第3号被保険者

図表 7 厚生年金世帯の保険料負担と給付（世帯報酬 50 万円の例）

【専業主婦世帯】			（万円）			【共働き世帯】			（万円）		
	報酬	保険料	給付				報酬	保険料	給付		
				夫死亡後	妻死亡後					夫死亡後	妻死亡後
夫	50.0	4.3	20.1	—	20.1	夫	30.0	2.6	14.6	—	14.6
妻	0.0	0.0	6.4	16.7	—	妻	20.0	1.7	11.9	13.3	—
<b>世帯計</b>	<b>50.0</b>	<b>4.3</b>	<b>26.5</b>	<b>16.7</b>	<b>20.1</b>	<b>世帯計</b>	<b>50.0</b>	<b>4.3</b>	<b>26.5</b>	<b>13.3</b>	<b>14.6</b>

(注) いずれも月額。保険料は2013年9月～2014年8月時点で、本人負担のみ。同額の事業主負担がある。給付は2014年度価格で40年間加入の場合。

(資料) みずほ総合研究所作成

は育児・介護期間中の被扶養配偶者に限定する案である。

## (2) 2004年の年金改革

その後、厚生労働省は、女性と年金検討会の報告書を踏まえ、2004年の年金改革に向けて「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を2002年12月に発表した。その中で第3号被保険者制度の見直しについては、①夫婦間の年金権分割案、②負担調整案、③給付調整案、④第3号被保険者縮小案、の4案を提示した。このうち、③給付調整案は、女性と年金検討会の見直し案では示されていない案であり、第3号被保険者に関して保険料負担は求めないが、基礎年金の給付を減額する案である。

最終的に、2004年の年金改革で実施が決定したのは、①に相当する「離婚時の厚生年金の分割」(2007

図表 8 女性と年金検討会の第3号被保険者制度の見直し案

第3号被保険者に係る保険料負担の考え方	
現行	【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担 夫:定率負担】 ・第3号被保険者に係る拠出金負担は、夫の加入する被用者年金制度全体で定率負担
第Ⅰ案	【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担 妻:定率負担】 ・賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の保険料負担を求める仕組み
第Ⅱ案	【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担 妻:定額負担】 ・第3号被保険者である妻自身に、第1号被保険者と同額の保険料負担を求める仕組み
第Ⅲ案	【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担 夫:定額負担】 ・第3号被保険者のいる世帯の夫には、第1号被保険者の保険料と同額を加算した保険料負担を求める仕組み
第Ⅳ案	【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担 夫:定率負担】 ・第3号被保険者のいる世帯の夫には上乗せして定率の保険料負担を求める仕組み
第Ⅴ案	【第3号被保険者に係る保険料負担をより徹底した形で負担能力に応じて負担 夫:定率負担】 ・夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まるため、高賃金者の標準報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求める仕組み
第Ⅵ案	・第3号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限るという仕組み(その他の期間については、他案のいずれかの方法で保険料負担を求める)

(資料) 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会「報告書～女性自身の貢献がみのる年金制度～」(2001年12月)より抜粋

図表 9 夫婦の年金分割に関する2004年の年金改革

<p><b>【離婚時の厚生年金の分割】(2007年4月実施)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚した場合には、当事者の合意又は裁判所の決定があれば、婚姻期間についての厚生年金の分割を受けることができる</li> <li>・分割割合は、婚姻期間中の夫婦の保険料納付記録の合計の半分が限度</li> <li>・施行日(2007年4月)以降に成立した離婚を対象とするが、施行日以前の保険料納付記録も分割対象</li> </ul>
<p><b>【第3号被保険者期間についての厚生年金の分割】(2008年4月実施)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とし、その旨を法律上明記</li> <li>・第3号被保険者期間(実施日(2008年4月)以降の期間)は、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金(保険料納付記録)を2分の1に分割できる <ul style="list-style-type: none"> <li>①夫婦が離婚した場合(離婚時分割の際、第3号被保険者期間は、例外なく、2分の1に分割される)</li> <li>②分割を適用することが必要な事情があると認める場合(配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合等)</li> </ul> </li> </ul>

(資料) 厚生労働省資料より作成

年4月実施)と「第3号被保険者期間について厚生年金の分割」(2008年4月実施)である(図表9)。なお、④に関しては、厚生年金の適用範囲を拡大することで第3号被保険者の対象を縮小することができるが、2004年の年金改革では、改正法附則において、短時間労働者の厚生年金の適用拡大について法施行後5年を目途として総合的に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じるとされた。

2007年4月には「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(被用者年金一元化法案)」が国会に提出され、同法案には短時間労働者に対する厚生年金の適用対象範囲の拡大が盛り込まれた。現行制度では、厚生年金の適用事業所に常時使用される70歳未満の労働者は厚生年金の被保険者になる。「常時使用される」労働者とは、労働時間と労働日数がそれぞれ一般の労働者のおおむね4分の3以上の者とされており、短時間労働者であっても、週所定労働時間がおおむね30時間以上の者は厚生年金が適用される。2007年の改正法案では、「週所定労働時間20時間以上」、「賃金月額98,000円以上」、「勤務期間1年以上」の3基準を全て満たす短時間労働者(学生は除く)に厚生年金の適用範囲を拡大し、従業員300人以下の事業主に使用される短時間労働者は適用を猶予するという内容であった。実施時期は2011年9月とされていたが、同法案は2009年7月の衆議院解散に伴い廃案となった。

### (3) 社会保障・税一体改革

2012年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」では、厚生年金の適用拡大について、「働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金に加入している非正規雇用者の将来の年金権を確立するため、厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者について、厚生年金の適用を拡大する」とされた。なお、第3号被保険者制度については、「国民の間に多様な意見がなおあることを踏まえ、不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性(2分2乗)を踏まえつつ、引き続き検討する」との表記にとどまった<sup>9)</sup>。

社会保障・税一体改革では、2012年に年金改革関連4法<sup>10)</sup>が成立し、このうち、年金機能強化法により、2016年10月から厚生年金の適用範囲の拡大が実施されることとなった<sup>11)</sup>。厚生年金の適用拡大は、非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することと、働かない方が有利になるような「壁」を除去することで、特に女性の就業意欲を促進することを目的として実施される。改正後は、「週所定労働時間20時間以上」、「月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)」、「勤務期間1年以上」であるときは、原則として被保険者となる(図表10)。ただし、学生は適用除外、従業員数

図表 10 2016年10月からの厚生年金の適用拡大

	労働者			企業
	労働時間	収入	勤務期間	従業員数
2016年10月以降	週20時間以上	月収8.8万円以上 (年収106万円以上)	1年以上	501人以上(注1)
現行制度	週30時間以上	—	—	—

- (注) 1. 従業員数は、現行の基準で適用となる被保険者の数で算定。  
 2. 現行制度の労働時間要件は、通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上とされている。  
 3. 現行制度では、日雇い労働者、2カ月以内の有期雇用者等は厚生年金が適用されないが、一定期間を超えて雇用される場合は被保険者となる。

(資料) 厚生労働省



(現行の基準で適用となる被保険者数) 501人以上の企業が対象とされた。

厚生労働省によると、この改正により、新たに約25万人が厚生年金の適用対象となる見通しである。なお、厚生年金の適用拡大については、3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じることとされている。

また、同じく2012年に成立した「社会保障制度改革推進法」に基づき内閣に設置された「社会保障制度改革国民会議」は、2013年8月にとりまとめた報告書で、「第3号被保険者制度については、多くの女性の生涯設計に影響を持つ制度となっており、国民の間にある多様な意見に耳を傾けつつ、方向性としては、短時間労働者の被用者保険適用を拡大していくことなど、制度の支え手を増やす方向で検討を進めるべきである」としており、更なる適用拡大を示唆する内容となっている。

#### 4. 働き方の選択に中立的な年金制度の在り方

年金制度における「130万円の壁」は、働き方の選択に中立的でなく、女性の就業抑制効果があることを考えれば、その仕組みの見直しは必要であろう。しかし、第3号被保険者制度を廃止し、被扶養配偶者に関する保険料負担を追加的に求めれば、該当する世帯は可処分所得が大幅に減少するため、直ちに廃止することは現実的ではない。女性の就労促進のためには、第3号被保険者の対象範囲を縮小するとともに、育児や介護期間中も就業を継続しやすい環境を整備していくことが重要である。

第3号被保険者の対象範囲の縮小に関しては、2001年の女性と年金検討会の報告書による見直し案で、第3号被保険者を育児・介護期間中の被扶養配偶者に限る案が提案された。厚生年金では、産前産後休業期間中と満3歳未満の子を養育するための育児休業期間中の保険料免除を受けられるほか、満3歳未満の子を養育する期間は時短勤務等により報酬月額が低下しても将来の年金額は従前の高い報酬月額により計算される。国民年金においても、厚生年金と同様に満3歳未満の子を養育する期間のみ第3号被保険者とするのも一案となろう。また、就業調整をしているパートタイム労働者は配偶者の年収が高い世帯に多いことを考えれば、第3号被保険者制度の適用は配偶者の所得により制限を設けることも検討に値する。

2016年10月に実施される厚生年金の適用拡大は、非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで社会保険における格差を是正することが目的のひとつであるが、第3号被保険者の対象者の縮小にもつながる。厚生労働省によると、前述の通り、改正により新たに約25万人が適用対象となる見通しであるが、週20時間以上30時間未満で働く短時間労働者は全体で310万人、うち第3号被保険者は130万人に上る。改正法では、3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じると明記されているが、更なる適用範囲の拡大を検討する必要がある。また、新たな厚生年金の適用基準が年収106万円以上となるが、第3号被保険者の所得要件についても130万円から引き下げ、対象者を縮小することも検討すべきであろう。

就業を継続しやすい環境の整備としては、まず、仕事と育児の両立を容易にする環境を整備することが必要である。国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」(第1子の出生年が2005～2009年の調査)によると、第1子の出産により約6割の女性が離職している。また、正社

員であった女性が出産前後の時期に退職した理由としては、「家事、育児に専念するため、自発的にやめた」が39.0%と最も多いが、次に「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた」が26.1%と多い<sup>12</sup>。女性が出産後も就業を継続すれば、生涯賃金、将来の年金額ともに大幅に増える。例えば、大学卒業後23歳から60歳になるまで正社員で就業した場合の女性の生涯賃金は2.1億円、将来の年金額は月額15.6万円になるが、大卒後30歳<sup>13</sup>になるまで正社員で就業後、離職し第3号被保険者となった場合の女性の生涯賃金は0.2億円、将来の年金額は月額7.5万円にとどまる<sup>14</sup>。出産を機に不本意ながら退職することなく、希望者が継続して就業できるようになれば、今後の労働力人口の減少を抑制することができるとともに、家計所得も大幅に増加する。就業の継続を阻む要因となっている保育サービスの不足を解消することや、男性も含めた柔軟な働き方を確保すること等が引き続き課題である。

また、今後は高齢化の進展による要介護者の増加に伴い、介護のために就業の継続が困難になる者が増加することが予想される。介護期間中は、柔軟に労働時間を調整できる制度の整備・充実を図るなど<sup>15</sup>、仕事と介護を両立できる働き方の整備も早急に進める必要がある。

---

<sup>1</sup> 日本に居住する20歳以上60歳未満の者は、全て国民年金被保険者になる。第1号被保険者は20歳以上60歳未満だが、一定の要件に該当すれば65歳未満であれば任意加入もできる。65歳以上の被用者年金加入者で老齢年金の受給権がある場合には第2号被保険者にはならない。第3号被保険者は20歳以上60歳未満。

<sup>2</sup> 国家公務員、地方公務員は16.57%（2013年9月～2014年8月）、私立学校教職員は14.00%（2014年度）で、いずれも労使折半。

<sup>3</sup> 健康保険では、配偶者のほか、子、孫、弟妹、父母、祖父母等で、被保険者により主として生計を維持されていること等の要件に該当する者が被扶養者となる。

<sup>4</sup> 厚生年金の適用事業所に常時雇用（週所定労働時間がおおむね30時間以上で雇用）される70歳未満の労働者は厚生年金被保険者となり、報酬比例の厚生年金保険料を負担する。ただし、この場合は将来の年金額も厚生年金分が増える。

<sup>5</sup> 国民健康保険の保険料は市町村により異なる。

<sup>6</sup> 社会保障審議会年金部会「年金制度改正に関する意見」（2003年9月12日）ほか。

<sup>7</sup> 夫婦一方が死亡した後の年金額については、本稿で取り上げている第3号被保険者の問題とは別に、遺族年金の在り方の見直しが必要である。

<sup>8</sup> 単身世帯で報酬50万円の場合は、保険料負担は4.3万円（本人負担のみ）で夫婦世帯と同じであるが、給付は20.1万円となる。

<sup>9</sup> 2分2乗とは、第2号被保険者が納めた保険料の半分はその被扶養配偶者（第3号被保険者）が負担したものと取り扱うもの。

<sup>10</sup> ①公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法）、②被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、③国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、④年金生活者支援給付金の支給に関する法律。

<sup>11</sup> 健康保険も同様に適用拡大が実施される。

<sup>12</sup> 厚生労働省「子育て期の男女への仕事と子育ての両立に関するアンケート調査結果について（両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究）」2009年による。

<sup>13</sup> 厚生労働省「人口動態統計」（2012年）によると、第1子出生時の母の平均年齢は30.3歳である。

<sup>14</sup> 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2013年）の大学・大学院卒女性の正社員・正職員の勤続年数別平均賃金から23歳で就職した場合の生涯賃金と年金額を計算。国民年金保険料は20歳以降納付、年金額は2014年度価格。

<sup>15</sup> 詳細は、大嶋寧子「介護と仕事の両立支援の課題～介護中の社員が置かれる状況から考える」（『みずほインサイト』2013年12月20日、みずほ総合研究所）参照。